

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県いじめ再調査委員会の庶務を処理する部を変更するため、滋賀県いじめ再調査委員会条例（平成 26 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県いじめ再調査委員会の庶務を処理する部を総務部から子ども若者部に変更することとします。（第 11 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ再調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「滋賀県総務部」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県いじめ再調査委員会条例新旧対照表

旧	新
第1条～第10条 省略 （庶務） 第11条 委員会の庶務は、<u>滋賀県総務部</u>において処理する。 第12条 省略 付則 省略	第1条～第10条 省略 （庶務） 第11条 委員会の庶務は、<u>滋賀県子ども若者部</u>において処理する。 第12条 省略 付則 省略